

総務文教消防委員会会議録（令和6年1月29日）

出席委員 大浦委員長 水橋副委員長 吉森委員 高川委員 青山委員 岩城委員 古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 上田教育長 石川総務部長
上田教育委員会事務局長 高倉総務課長 長崎財政課長 丸山生涯学習・スポーツ課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 当銘主任

午前10時27分開会

大浦委員長 ただいまから、令和6年第1回臨時会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

岩城晶巳委員、古沢利之委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第1号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案第1号につきましては、全体委員会で説明を受けているため、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加で説明する事項はありますか。

石川総務部長 ございません。

大浦委員長 これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

古沢委員 今回の市民交流プラザ管理運営費、給湯機復旧ということになっているんですけど、とりわけ今回の地震との関係も含めて、もうちょっと具体的に説明していただきたいなと思います。

長崎財政課長 今回の交流プラザの給湯機の復旧ですけれども、給湯機、交流プラザに2機ございまして、そのうちの1機が漏水を起こしておる状況でございます。今、漏水を起こしているんですけど、何とか今現在動いておる状況でございます、その1機のエコキュートのガスクーラーというものを交換する修理となっております。

今現在、給湯機は壊れておりますけれども、シャワー系統とかそういったものについては、今何とかお湯は出ているという状況でございます。

こちらのほう、今、補正予算での対応となっておりますので、今、備品が入るには少し時間がかかるということで、今回、繰越明許費も併せて出しているところでございます。

以上です。

古沢委員 これは前からなんですか。今回の地震と直接の関係はないんですか。

長崎財政課長 もともと給湯機はございまして、故障したのは今回の地震の影響によるものということでございます。漏水が起きたのは今回の地震の影響でございます。

古沢委員 素人なのでよく分からないんですけど、交流プラザは免震構造になっていたと思うんですね。そのことでその程度で収まったということなのか、また別の事情によるものなのかということは分かりますか。

長崎財政課長 建物自身の免震構造ですので、今回の機器の故障については、その辺ちょっと状況は今現在分かりません。

古沢委員 この先のこともあると、それだけだとちょっと不安だなと思うんですね。ある意味、僕らは素人だから、あれができたときには、免震になっているということで、地震があったときには、あそこは避難あるいは対策本部の、今また変わっていると思うけど、対策本部を設置する場所にもなっていたと思うんですが、それにかかわらず揺れによって漏水が発生したと、こういう解釈でいいんですか。

水野市長 今、古沢委員から指摘があったように、平成19年、交流プラザを造ったとき、確かに免震という形で4つに振動は逃すようになっているはずなんです。建物の構造自体も、それによって建物も免震、振動を免れるような形で、ここまでの被害で私は収まったのかなと思っています。

配管の細かいところで予期せぬひずみというか、そういったものが出てきて、これが出てきたのかなと私個人的には思っておりますけれども、その辺の検証はまだ行っていないです。私は、さっき言われたように、この程度で収まったのかなという理解をしていますけど。

古沢委員 それこそ、どの程度の専門家と言っていいのか分からないんですけども、建物の揺れと配管の因果関係というか、もし免震でなかったらどういうことになっていたのかなと。おっしゃるとおりだとすればね。ということもちょっと不安だな

という気分も残るので、そこはどの程度できるか分かりませんが、ちょっと検証をお願いしたいと思います。

水野市長 分かりました。それはまた建築の専門家と検証してみたいと思います。

大浦委員長 ほかがございませんか。

青山委員 もう一点はつきりしておきたいのが、エコキュート内のガスクーラーの部分が修理対象になっているのか、それとも、今市長が何となくおっしゃられた配管のほうの水漏れなのかというところをもう一回お願いしたいんですけど。

長崎財政課長 エコキュートのガスクーラーが修理対象となっております。また別に、ほかの部分の配管についても、継ぎ手の部分が少し外れたりとか、そういった部分も若干はありましたけれども、今回の部分はエコキュートの分でございます。

青山委員 ということは、機械そのものがやっぱり壊れてしまったということの範疇だと思うので。で、免震なので、建物自体は、要は振動を逃がすということで揺れるんですよね。揺れるということは、構造上、配管部分は固定していますので、揺れた分壊れると思っているので、今後、一斉点検とかというのはされているんですか、それとも今もうしてあるんですか。

長崎財政課長 点検のほうは、配管業者もエコキュートの業者も同じですので、配管等の点検のほうは現在しておりますので、確認してあります。

青山委員 それは各階で、例えば給湯から水が流れてくるということで配管をずっと各階に延ばしていつていると思うんですけど、例えば、僕、交流プラザがどういったところに点検口があったりとかして把握されているのか分からないんですけど、漏れていないからそのまま、要は大丈夫だとそこだけ見て言っているのか、じゃなくて、何かしら点検口へ上がってみて、何個か無作為に、ランダムに見てみたよというのとどっちなんですか。

長崎財政課長 そこら辺、細かいところまではちょっと把握しておりませんので、指定管理者も含めて、各業者ともまた相談しながら確認したいと思います。

青山委員 要望ですけど、この際なので、一旦ちょっと業者さんに、ついでにちょっと上がって少し見てもらったほうがうれしいなみたいな形で言っていただいて対応していただければと思います。

大浦委員長 意見ということでよろしいですか。

青山委員 はい。

大浦委員長 ほかございますか。

岩城委員 1点だけ、ちょっと確認です。当初できたとき、震度幾らまでは大丈夫って言うと思ったんやったかね。何か言うと思ったような気もしたけど、忘れた。

水野市長 確認します。

岩城委員 またお願いします。

大浦委員長 ほかよろしいですか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 それでは、引き続き、議案第2号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて、専決第5号 損害賠償請求に係る和解に関する件を議題といたします。

当局より説明願います。

丸山生涯学習・スポーツ課長 繰り返しになりますが、それでは議案集の2-1ページをお願いいたします。

議案第2号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案集の2-2ページをお願いいたします。

専決第5号 損害賠償請求に係る和解に関する件につきましては、総合体育センターの事故に係る損害賠償請求について、和解によって損害賠償の額を定めたもので、地方自治法の規定により専決したものでございます。

専決の日は令和5年12月19日で、損害賠償の額は188万1,457円でございます。和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

以上でございます。

大浦委員長 質疑に入ります。挙手の上、お願いいたします。

青山委員 起こってしまったものは仕方ないというところで、先日説明があったときにも、委員からいろんな再発防止に向けてということで話が出ておりましたけれども、それはそれで再発防止をしっかりとっていただきたいと思いますけど、今ほどの損害賠償額の和解の金額の算定というのはどういったもので算定されているんでしょうか。

丸山生涯学習・スポーツ課長 金額につきましては、保険会社のほうから、まず通院とかの治療費関係、あと休業損害を含めまして約43万3,000円、また、後遺障害の絡

みで入院慰謝料費、後遺障害の慰謝料費と合わせたもので、合計約144万8,000円でございます。

青山委員 確認だったので大丈夫です。

大浦委員長 ほかがございませんか。

和解されたということですので、そもそも行政側における過失というか、どの程度あったと思われますか。結局、その損害賠償の請求に対して応えたということになるので、どの程度の過失があったと認められているのかお聞かせ願いたいんですけど。

丸山生涯学習・スポーツ課長 車の事故のように過失割合というのはちょっと不明なんですけども、運用の仕方についてちょっと瑕疵があったということで、保険会社の弁護士と被害者の方と話をしてこの金額が出たものと考えております。

大浦委員長 こういったことのケースで、自己責任と言われる場合と過失に当たる線引きが今回のことでちょっと分からないので確認したいんですけども、あくまでも和解されているんですよね。責任が行政側にあったということは分かるんですけども、全て行政側が、第三者が介入しているケースではないので、あくまでも施設のものが関わっている損害賠償なので、それでも過失があったんですか。

丸山生涯学習・スポーツ課長 運用方法について過失があったというのがまず1点と、あと、相手側も扉が重たい状態で無理やり入ったという、その割合がどれだけかはこちらのほうでは不明なんですけど、そういったものを考慮した上での金額だと考えております。

大浦委員長 恐らく、病院からの診断書を確認されたり、弁護士からいろんな請求があったと思うんです。実際、行政側で欠損箇所であったりの確認はしていないんですよね。

丸山生涯学習・スポーツ課長 私自身、本人の指の状態はちょっと見ていないんですけども、担当した医者からの診断書、要は手術したとかそういったもので確認はしております。

大浦委員長 そういったケースでも、あくまでも、マニュアルがあるのか分からないんですけども、そういった診断書を100%信じるというもので、行政側で確認を取ることはしないということなんですか。そういったケースはないということなんですか。

青山委員 実際目視で見たかどうか、そういうようなケースはあるかという話です。

丸山生涯学習・スポーツ課長 実際あったかどうかは、ちょっと私のほうでは今、分からないです。

上田教育委員会事務局長 私ら実際ご本人さんにお見舞いを申し上げに直接行ってまいりましたが、当時は手術されておるところで、手術箇所も包帯でしっかり対応されておったので、実際の傷口とかそういうようなところまでは見ていませんが、今ほど課長が申しましたように、診断書と本人とのお話を合わせて、けがの状況については確認をしております。

それで、過失割合と申しますか、そういうような部分につきましては、ご本人の思いと施設側の対応の落ち度と申しますか、そういうところの周知等もできなかったという部分で、今回、それこそ弁護士さんも介して双方で話し合いをした結果と認識しております。

大浦委員長 言いたかったのは、請求が来たからといってしっかりと確認され……今回はしっかりとされたという認識ではいるんですけれども、ただただ、言われたからその金額に応じて、和解だからよかったとかというふうには私は思わないので、あくまでもこうやって予算が出ているわけでありますから、予防するのは当然なんですけども、こういった請求額が起こった件に関して、スピーディーにとか、よくほかの議員さん言われるんですけど、私は、そういうこともあるかもしれないけど、慎重に請求に対して向き合うことも必要だと思うので、今後こういったことに関してはまたしっかりとしていきたいというお願いです。

ほかございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号及び議案第2号について討論を行います。

討論を希望される委員は、挙手の上、発言願います。

(討論する者なし)

大浦委員長 申出がないので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第1号及び議案第2号の2議案を一括して採決を行います。

議案第1号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第7款 商工費

第2表 繰越明許費補正

議案第2号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第5号 損害賠償請求に係る和解に関する件

以上の案件について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

大浦委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第1号及び議案第2号の2議案につきましては、原案どおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

午前10時45分議決

大浦委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

委員の方に申し上げます。

本来であればその他事項ということですが、今回は臨時会ということですので、委員からのその他につきましては、次回の委員会協議会等にてお願いいたします。

これにて、令和6年第1回臨時会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時45分閉会